

# 令和7年度 いじめ防止基本方針

江津市立江津東小学校

## 0 はじめに

本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送るため、いじめのない学校をめざし国の基本方針に基づき「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 1 基本理念

- (1) 「いじめはどの子どもにも起こり得る」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということを踏まえ、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を侵害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してあってはならないものである。このことをすべての児童が認識し、いじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめをうけた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携をもとに行う。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの態様（例）>

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことをいわれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷、個人情報公開、嫌なこと等をされる。

## 3 いじめ防止のための取組

### (1) 基本的考え方

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。その第一歩として、児童の集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係・支持的な学校風土を作ることが大切であると考える。

### (2) いじめの防止のための措置

#### ① よりよい人間関係の育成

児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人一人に、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図る。道徳教育、人権・同和教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## ② 支え合い高め合う学習集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。また、安心して失敗のできる支持的な雰囲気の中で、一人一人が活躍できる学習集団づくりを進めていく。そうすることで、自己有用感や自己肯定感を育む。

集団づくりにおいてはQ U等を活用し、学級の状況を多方面からとらえるとともに、具体的な改善策を考えて取り組むようにする。

## ③ 情報モラル教育の実践

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等、ネット環境は日進月歩で、一つ一つに対応していくことは不可能である。また、大人の目に触れにくいという特性もあり、関連事業者の協力を求め専門的なアドバイスを受けつつ、情報を扱う上での基本的なモラルを児童に身につけさせる。また、PTA研修等を通して保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

# 4 いじめの早期発見・早期対応の在り方

## (1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの認識をもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

## (2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

### ① 多様な相談機会の設定

学期ごとに行うアンケートや教育相談、市が実施している定期的な「いじめアンケート」を活用し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

### ② 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりし、多面的に児童をとらえる。

### ③ 地域や家庭との連携

日頃から地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校、PTA、地域の関係団体等が集まる場においていじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

#### ④ いじめを受けた側になった児童へのすばやい対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならない。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### ⑤ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、本校の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、本委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、校長が責任を持って教育委員会に報告する。また、事実確認の結果は被害・加害児童の保護者に連絡する。

いじめを受けた児童又はその保護者への支援、いじめた児童への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけを的確に行い、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れそれぞれに必要な支援を行う。

#### ⑥ インターネットを通して行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、速やかに削除を求めたりなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに江津警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ⑦ 重大事態への対応

国の基本方針に基づき、重大事態と判断した時には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の指示のもと調査委員会を設置し調査を行う。その際、いじめられている児童を守るために、関係機関との連携を図る。(必要に応じ、警察署に相談して対処する。)

## 5 校内体制の確立

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づけ、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権同和教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭(教育相談コーディネーター)、当該児童担任、必要に応じて市教委指導主事、SC、SSWで構成する。いじめの予防、いじめの事実確認、対応の検討、事後指導の方向性の検討、再発防止についての対策等に関することを行う。必要に応じて教育委員会の指導主事を加え、対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、全職員が共有し、対応する。

### (2) 組織的体制の整備

児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌の適正化を図り、組織的体制を整える。

## 6 校内研修の充実

### (1) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、また、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年度当初に「いじめ防止基本方針」の確認を行うとともに、年に1回

以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(2) 各種資料の活用

国立教育政策研究所や島根県教育委員会が作成した資料を積極的に活用して研修を行う。

### 7 「いじめ防止基本方針」の評価

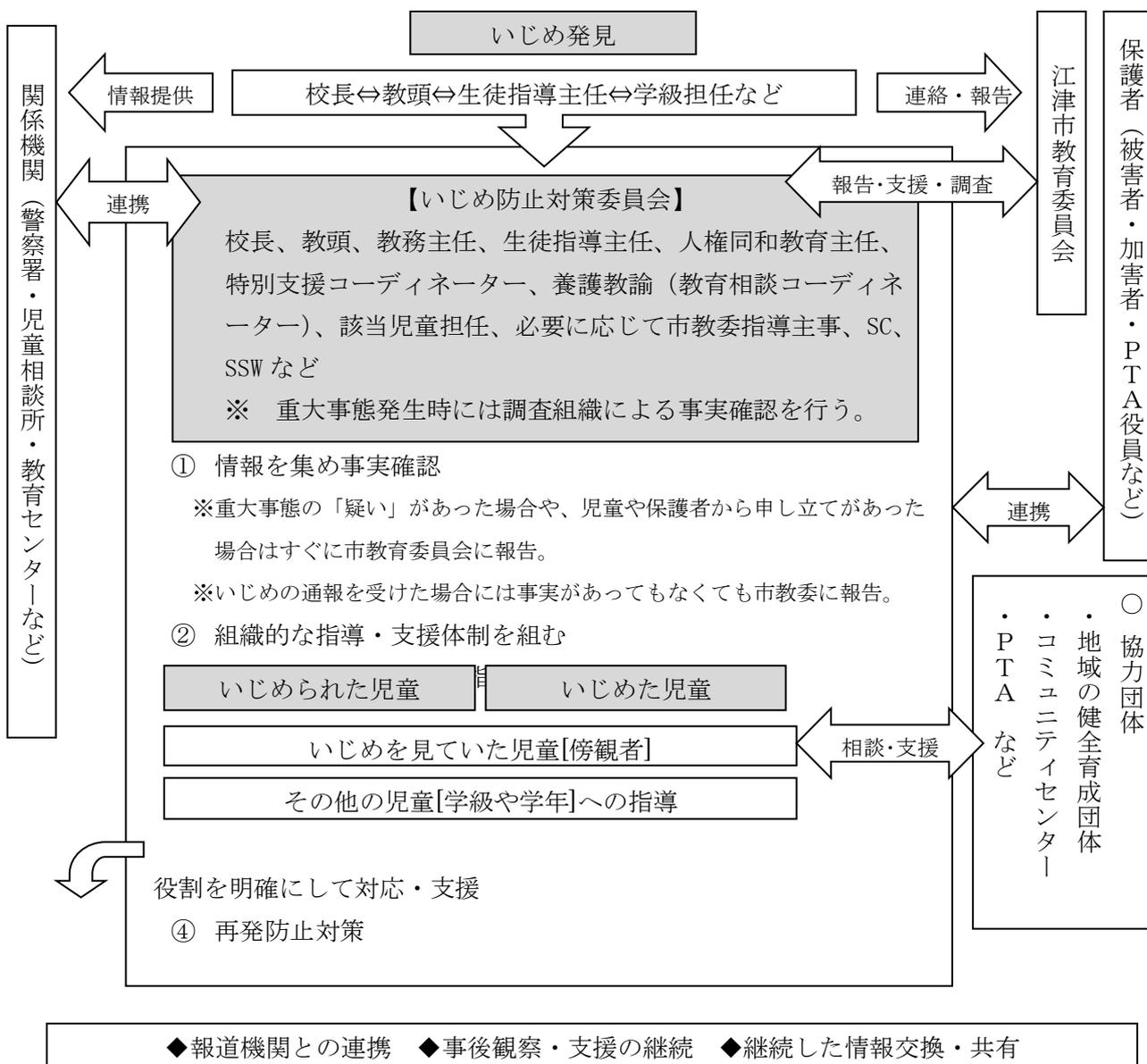
(1) PDCAサイクルによる見直し

法第 22 条に基づいて設置した「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校の実情に即してきちんと機能しているかPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 学校評価での評価

学校評価においては、年度毎の取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。また、その際にはいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃の組織的な取組や迅速な対応等が評価されるようにする。

### ○ いじめ対応の手順



○ 年間の取組計画

- 4月 いじめ防止基本方針の周知と対応の確認 保護者への周知 児童の情報交換会
- 5月 第1回QUの実施（3年以上）第1回人権アンケートの実施（市事業）  
教育相談の実施
- 6月 児童の情報交換
- 7月
- 8月 第1回QUの分析
- 9月
- 10月 第2回QUの実施（3年以上）第2回人権アンケートの実施（市事業）  
教育相談の実施
- 11月 児童の情報交換
- 12月 第2回QUの分析 取組の振り返りと見直し
- 1月 教育相談の実施
- 2月 学校評価の実施（いじめ防止基本方針の振り返り、改善）
- 3月 次年度の取組案の作成（「いじめ防止基本方針」の見直し）